

# 外傷性傷病の負傷原因調査にご協力をお願いします!

共済組合では、医療費適正化対策事業の一環として、診療報酬明細書(レセプト)を基に負傷原因調査を行います。

負傷の原因が「第三者行為」の場合は加害者が、「公務災害」の場合は地方公務員災害補償基金がその治療費を負担することになるため、これらに該当する医療費を共済組合が負担していた場合は、加害者等に請求し、回収することに努めております。

この調査は、負傷により組合員証等(保険証)で治療した場合、その負傷の原因が、第三者行為や公務災害に該当するものかを確認するために必要な調査となりますので、該当された皆様にはお手数をおかけいたしますが、医療費の適正化を図るため、ご理解とご協力をお願いします。



## 調査方法

お勤め先の共済事務担当課を通して「負傷原因報告書」を配付いたします。

お問い合わせ先 保険課 ☎048-822-3306